



申26号 組合員・家族の生活を守り、将来へのモチベーションの維持・向上を実現するための、2022年度賃金引上げ等に関する

緊急再申し入れ 第2回交渉①

2022年3月30日、申26号第2回交渉を行いました。

本部交渉団は、3月17日の回答以降寄せられた6447件の「会社回答に納得できない」等と言う声を会社に伝え、会社は「受けとめる」と回答しました。

■第2回交渉の主な争点

組合の主な主張

会社の主な回答

①「労働条件の最たるものは賃金である」という労使認識について

■**労働条件の最たるものは賃金である。**組合員・社員の生活、モチベーションに大きく関わる要素である。会社の認識を伺いたい。

●**賃金は労働条件の最たるものである。**それを前提に生活への影響を考えれば、**社員の生活において賃金は重要なもの**だということは我々も認識している。

●一方、社員のモチベーションについて、賃金に影響することは認識する。**働きがいなど様々なモチベーションがある中で、賃金が「全て」とか「最も重要」かと言えれば様々な見方がある。**

②「55歳以上の労働条件の改善は課題である」という労使認識について

■**55歳以上の賃金を含めた労働条件の改善に至っていない。**これは課題であると我々は認識している。

●**提起は受け止める。**

●一方、**会社制度として55歳以上は定期昇給の制度が設けられていない。**それ以上の判断は特に考えていない。

③「年収や生涯賃金が減額されている」という労使認識について

■**年収減や生涯賃金が減額された状況は良しとしない認識を一致してきた。**昨年の定期昇給カット分を支給すべきという主張に対しての認識はどうか。

●**指摘や提起は受け止める。**業績状況を踏まえれば、賃金へ影響が出ている現状は良しとしていない。

●**サステナブルな会社の成長を実現し、社員に還元していく。このサイクルを回していくことが大事だ。**施策等の実現を通じて明るい見通しをつくることが重要だ。

●**新賃金、期末手当は、都度申し入れを受けて議論して決定している。**提起があれば、議論することはやぶさかではない。

④「震災復旧に対する努力が反映されていない」という労使認識について

■福島県沖地震の復旧、全組合員・社員の奮闘について、今交渉でも現実の声を議論してきた。しかし、今新賃金の回答に含まれていない。**震災復旧を完遂した際には期末手当等で、全ての組合員・社員の努力に報いるべき**である。

●発生直後から社員の皆さんからが復旧に尽力していることに感謝を申し述べたい。その考えは変わらない。**会社として現時点では、まず復旧に最優先を尽くす。貴側から具体的な提起があれば議論したい。**

組合員の声を「受け止める」と回答した会社に、会社回答の再考を求めましたが「**最終回答**」と回答があったため、「回答を持ち帰り、組織内で議論して判断する」としました。

詳細は、
その②、
その③へ